

特別免許状Q&A



現在、英語関係の企業に勤めており、海外勤務経験もあります。将来は学校現場で英語を教えたいのですが特別免許状の制度を使えば可能なのでしょうか？

特別免許状は、任用しようとする教育委員会や学校法人の推薦に基づき実施される教育職員検定において、①担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能②社会的信望と教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有しているかを確認した上で、③あらかじめ学識経験者や学校管理職の意見を聴いた上で、これらに合格した場合に授与されます。

授与までの具体的な手続き方法や審査基準は各都道府県教育委員会がそれぞれ定めていますが、ALTなどで既に学校現場で働いており勤務先の学校から推薦を得る場合や、特別免許状の授与を前提とした、教育委員会や学校法人による一般公募を通して、これに合格することにより推薦を得る場合などがあります。



特別免許状をもって採用された場合、待遇面において普通免許状の人と違いはあるのでしょうか？

採用・任命を行う教育委員会の判断によることとなりますが、一般的には、特別免許状を持つ方は「教諭」として任用されますので、労働条件や待遇において普通免許状を持つ教諭と異なる扱いとなることはありません。



小学校の普通免許状は全教科を教えることができるのに、小学校の特別免許状は1教科しか教えることができないのはどうしてですか？

特別免許状は「教科に関する専門的な知識経験または技能」などをもって授与されるものとなりますので、小学校については全教科ではなく個別の教科について授与されます。内容については免許状の教科に加え、「道徳」「特別活動」や免許状の教科に関連する「総合的な学習の時間」を担当することが可能です。



特別免許状を授与されて教員となったあと、どのような支援を受けられるのでしょうか。

校内研修や大学と連携して行う研修など、教職の基礎や教科指導、教材作成、生徒指導などについて学べるよう、各学校や教育委員会がそれぞれ研修を行っています。また、教科の専門性を更に伸ばす研修を行っている場合もあります。

